

# 転居等による住所不明にならないために

転送期間は1年間です。転送期間終了後はすべての郵便物が差出人へ返還されます。

## パターン1・2でお願いします

パターン

1

新住所を同封の連絡先等変更届・メール・お電話にてお知らせください。

パターン

2

実家に居住中の方（親族等）のフルネームをメール・お電話

にてお知らせください。連名で差し出すと実家へ届きます。

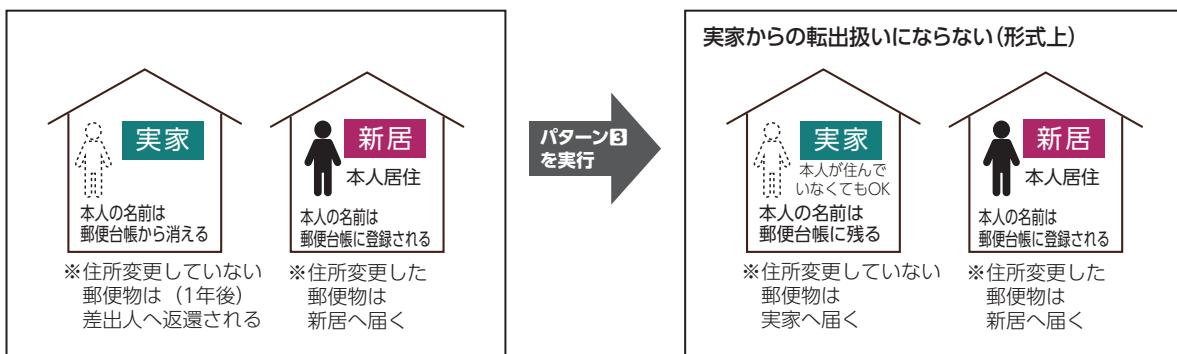
## パターン1・2が困難な場合

パターン

3

これから郵便局へ転居届を出される方 [市区町村の転居届ではありません]

転居届の旧住所欄に「実家住所」を記入しないでください。



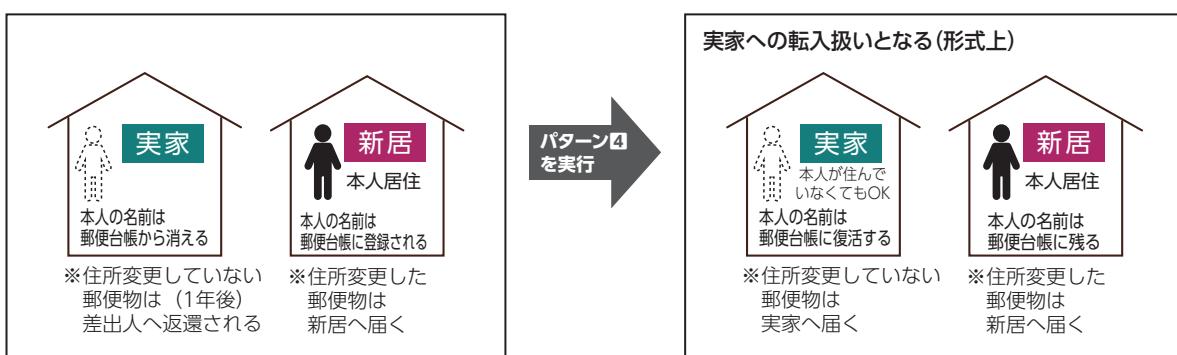
パターン

4

すでに郵便局へ転居届を出された方 [市区町村の転居届ではありません]

もう一度郵便局へ転居届を出してください。その際、新住所欄に「実家住所」を記入してください。

※旧住所欄には何も記入しないでください



ご存知ですか?  
実家に届いた郵便物を  
無料で転送できます



ご注意

卒業後、下宿先から転居された方は、旧住所欄に下宿先を書き、新住所を必ず同窓会事務局までメール・お電話にてお知らせください。

上記はいずれも日本郵便(株)に確認済みです。